

住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に基づき監査委員が監査を行いましたので、監査結果を公表します。

職員に対する出張旅費及び給与の支給に関するもの

経過

- 令和6年6月21日 職員措置請求書受付
令和6年7月4日 監査委員会議にて審議（要件審査）
令和6年7月25日 請求人及び監査対象局職員の陳述
令和6年8月19日 監査委員会議にて審議（結果決定）

監査請求の要旨

令和元年、令和5年及び令和6年の横浜市の教員による児童生徒へのわいせつ事案の裁判4件の傍聴に、教育委員会事務局の職員を動員（以下「本件職員動員」といいます。）したことについて、動員された職員に対する「旅費の返還および失われた時間に相当する賃金の返還」の措置を求める。

監査の結果

本件請求について、請求人の主張に理由がないと認めます。（棄却）

＜監査委員の判断＞

- 本件職員動員について
監査結果公表文11ページに記載のとおり
- 本件各出張命令について
監査結果公表文12ページから13ページまでに記載のとおり
- 本件職員動員に基づく公金の支出について
監査結果公表文13ページから15ページまでに記載のとおり

以上のことから、本件職員動員により出張した職員に対する監査対象期間における出張旅費の支給及び当該出張の期間に係る1時間当たりの給与額を減額せずに支給したことについては違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

＜意見＞（監査結果公表文16ページに記載）

まず、検証結果において、本件職員動員が、憲法違反ではないが公開裁判の原則の趣旨に反する行為であるとされたこと及び教育委員会として行うべき職務の範囲を逸脱しており、その意味において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に反し、違法であるとされたことは、教育委員会において重く受け止めるべきです。

本件請求に関し、教育委員会は、法第199条第8項の規定に基づく監査委員からの質問及び書類の提出依頼に対して、最終的に資料提出はあったものの、決裁権者に黒塗りがあるなど、裏付けが確認できない資料もありました。時間的な制約のある住民監査請求の監査において、監査委員が余裕のない中で判断せざるを得ない状況につながり、監査過程に重大な影響を与えたと言わざるを得ず、大いに反省を求めます。

また、本件職員動員による出張命令は、外部からの問合せにより調査し、見直されるまで、組織的に継続して行われていました。検証結果において、「教育長及び各学校教育事務所長の本件動員の意思決定」の法的問題については結論を得るに至っていないことから、教育委員会においては、検証結果も踏まえて、本件職員動員の問題点を明らかにし、再発防止に向けた抜本的な改善につながる取組をされるよう求めます。

教育委員会は、横浜市立小中学校506校、教職員数2万人を超える巨大組織であり、組織運営に当たり苦勞されることも多くあろうと想像します。そのような中でも、教職員は、約26万人の児童生徒と真摯に向き合い、児童生徒が健やかに育つてゆくための取組を熱心に行っていくことが必要です。

本件請求を契機に、市民の教育委員会への信頼回復のため、今後の組織風土改革に期待します。

※ 監査結果公表文については、次のURLを御覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.files/0291_20240820.pdf

【参考：住民監査請求の監査結果（一覧）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/kansa/kekka/kekka-ju.html>

【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

お問合せ先
監査事務局監査管理課長 尾崎 太郎 Tel 045-671-3354